

改正消費税法に基づく「総額表示方式」の実施に当たって
の独占禁止法及び関係法令に関するQ & Aについて

平成15年12月3日
公正取引委員会

消費税法の改正により、平成16年4月1日から、消費者に対して「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、消費税相当額(地方消費税相当額を含む。)を含んだ支払総額の表示を義務付ける「総額表示方式」が実施される。

今般、公正取引委員会は、総額表示方式の実施に当たり事業者、事業者団体等からこれまでに寄せられた独占禁止法上及び関係法令上の考え方についての相談のうち、主要なものについて独占禁止法及び関係法令に関するQ & Aとして取りまとめ、公表することとした。

当委員会は、総額表示方式の実施に当たり、優越的地位の濫用、下請法違反、不当表示、事業者団体による構成事業者の活動に対する不当な制限等の行為が行われないよう監視を行うとともに、独占禁止法又は関係法令に違反する行為については厳正に対処することとしている。

なお、総額表示方式の実施に当たっての独占禁止法上及び関係法令上の考え方に関する個別具体的な相談については、別紙のとおり窓口を設けている。

第1についてのお問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03-3581-3373（直通）
第2についてのお問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課 電話 03-3581-3375（直通）
第3についてのお問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部相談指導室 電話 03-3581-5481（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

目 次

第1 総額表示方式の実施に伴う優越的地位の濫用及び下請法に関するQ & A 1

問1 仕入価格の引下げ	1
問2 納品伝票記載価格の内税化の要請	2
問3 仕入価格の端数の切り捨て	2
問4 値札価格の内税化の要請	3
問5 値札付替えのための従業員派遣要請	3
問6 仕入価格の値引き	4

第2 総額表示方式の実施に伴う表示に関するQ & A 5

問7 税抜きレジシステムによる表示価格と実際の購入金額のかい離	5
問8 強調表示	7
問9 税抜き価格での広告表示	7
問10 メーカー希望小売価格の表示	8

第3 総額表示方式の実施に伴う事業者団体の行為に関するQ & A 9

問11 総額表示方式の表示例に関する自主基準の設定	9
問12 メーカー希望小売価格の表示方法に関する自主基準の設定	9
問13 消費税の納付税額の計算特例の適用を受けるための情報提供	9
問14 端数処理方法の決定	10

<別紙>

独占禁止法等の相談窓口

<参考>

消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び
関係法令の考え方 I

第1 総額表示方式の実施に伴う優越的地位の濫用及び下請法に関するQ&A

仕入価格の引下げ

問1 従来消費税抜きの価格を販売価格として表示していたが、総額表示の義務付けに伴い、税抜きの価格にそのまま消費税5%を上乗せして消費税込みの価格を表示すると消費者に値上げしたかのような印象を与えるため、従来の税抜きの価格をそのまま税込みの販売価格として用いることとし、納入業者からの仕入価格を消費税分引き下げるのこととしたいが、問題はないか。

答 従来、税抜きの価格を表示して販売されていた商品について、総額表示方式の実施後も小売業者が消費者向けの表示価格を変更せず実質的に販売価格の値下げを行うことは、それ自体が独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、この値下げのために納入業者からの仕入価格を消費税相当分について納入業者と十分協議することなく一方的に引き下げるることは、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、ここで説明したような行為が下請法上の下請取引において行われる場合には、買いたたきとして下請法に違反するおそれがあります。

(注) 本Q&Aにおいて、小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合とは、当該納入業者にとって当該小売業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該小売業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、当該小売業者に対する取引依存度、当該小売業者の市場における地位、販売先の変更可能性、商品の需給関係等を総合的に考慮する。

納品伝票記載価格の内税化の要請

問2 従来税抜き価格による納品伝票を用いて取引を行ってきたところ、小売価格の総額表示化に伴い、受発注手続についても税込み価格で行うこととし、納入業者に対して納品伝票の記載を税込み価格で行うよう求めることに問題はないか。

答 納入業者に納品伝票の記載を税込み価格で行うよう求めること自体は独占禁止法上問題ありませんが、小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合、例えば納入業者が作成する納品伝票に記載される価格を税込み価格とするためにシステムの変更等を必要とし、追加的な費用が必要となるにもかかわらず、納入業者と十分協議することなく一方的に、その費用を全く負担せず、又はその費用を考慮することなく仕入価格を定める場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、十分な協議をすることなく一方的に、上記のような費用を全く負担せずその費用を考慮しないまま仕入価格を定める行為が下請法上の下請取引において行われる場合には、買いたたきとして下請法に違反するおそれがあります。

仕入価格の端数の切り捨て

問3 従来税抜き価格を記載した発注書面により納入業者に発注を行ってきたが、総額表示の義務付けに伴い、納入業者への発注も税込み価格を記載した発注書面によることとしたい。これに伴って仕入単価に円未満の端数が生じる場合があるが、この端数を切り捨てて発注することに問題はないか。

答 小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、総額表示の義務付けに伴い、納入業者への発注を税込み価格を記載した発注書面により行うこととし、これに伴って計算した単価に生じる円未満の端数分を切捨てるにより、納入業者と十分協議することなく一方的に仕入単価を定めることは、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、このような仕入単価の端数の切り捨てが下請法上の下請取引において行われる場合には、買いたたきとして下請法に違反するおそれがあります。

値札価格の内税化の要請

問4 納入業者には納入に当たって小売価格（税抜き）を記載した値札を付けて商品を納品してもらっている。総額表示の義務付けに伴ってこの小売価格の記載を税込み価格とする必要があり、今後は税込み価格を記載した値札を付けて納品してもらうこととなるが問題はないか。

答 小売業者が納入業者に小売価格を記載した値札を商品に付けて納めさせている場合に、総額表示の義務付けに伴い当該値札上の表示を税抜き価格から税込み価格に変更することについては、納入業者に費用の負担が生じない場合には特段独占禁止法上及び下請法上の問題とはなりません。

ただし、小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合には、納入業者が値札への表示の変更を行うために費用が必要となるにもかかわらず、納入業者と十分協議することなく一方的に、その費用を全く負担せず、又はその費用を考慮することなく仕入価格を定める場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。また、納入業者と十分協議することなく一方的に、その費用を全く負担せずその費用を考慮しないまま仕入価格を定める行為が下請法上の下請取引において行われる場合には、買いたたきとして下請法に違反するおそれがあります。

値札付替えのための従業員派遣要請

問5 平成16年4月1日から総額表示が義務付けられることに伴い、3月末から4月にかけて店舗中の商品の値札を税抜き価格の値札から税込み価格の値札に付け替えた。については値札を付け替える商品を納入した納入業者から従業員を派遣してもらい、値札の付替えを行ってもらいたいと考えているが問題ないか。

答 小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、派遣の条件、対象商品等について、納入業者と十分協議することなく一方的に従業員の派遣を要請することは優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、ここで説明したような行為が下請法上の下請取引において行われる場合には、不当な経済上の利益の提供要請として、平成16年4月1日から施行される改正下請法に違反するおそれがあります。

仕入価格の値引き

問6 従来税抜きの価格を販売価格として表示していたが、平成16年3月までに納入した商品について4月に販売する場合、4月以降に税抜き価格にそのまま消費税5%を上乗せして税込みの価格を表示すると消費者に値上げした印象を与えるので従来の税抜きの価格をそのまま税込みの販売価格として用いることとし、3月までに納入した商品の代金について消費税額分を差し引いて支払うことには問題はないか。

答 小売業者が納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、既に単価を決定して発注した商品について、4月から消費税の総額表示化が義務付けられることを受けて、従来税抜き価格で行っていた表示価格をそのまま税込みの販売価格として用いるため、納入業者と十分協議することなく一方的に、仕入代金を減額して支払い、あるいは引き下げた単価をさかのぼって適用することは、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります。

なお、下請法上の下請取引においては、既に単価を定めて発注したものについて発注後に引き下げた単価をさかのぼって適用することは、下請代金の減額として下請法に違反します。

第2 総額表示方式の実施に伴う表示に関するQ&A

税抜きレジシステムによる表示価格と実際の購入金額のかい離

問7-1 総額表示方式が導入された後も、仮に、現在の税抜き価格を基に計算する「税抜きレジシステム」（以下の例参照）を用いると、ある商品を複数個購入した場合、表示された単価に購入個数を掛けた金額と税抜きレジシステムに基づき計算される購入金額が異なるケースが発生する。これは、景品表示法上問題となるのか。

（例）「税込み94円」と単価が表示された商品を10個購入する場合

本体価格90円の商品について、消費税額（90円×5%＝4.5円）を端数処理（小数点以下の数字を切り下げ）して4円とし、税込みの単価を「94円」（90円+4円）と表示する場合において、当該商品を10個買う際には、レジシステムの違いにより、次の2つの計算が成り立ち得る。

- 税抜きレジシステム

$$90\text{円} \times 10\text{個} \times 1.05 = 945\text{円} \quad \text{購入金額 } 945\text{円}$$

- 税込みレジシステム

$$94\text{円} \times 10\text{個} = 940\text{円} \quad \text{購入金額 } 940\text{円}$$

消費者は、税込み94円の商品を10個購入する場合、消費税込みの合計額は、計算上940円（=94円×10個）になると考えるが、税抜きレジシステムを用いた場合、実際に消費者が支払わなければならない金額は945円となる。

答 税抜きレジシステムを用いた場合、当該商品を単品で購入しようとする消費者にとって、表示価格と実際に支払う金額の間に違いはないものの、当該商品を複数購入しようとする消費者は、購入金額が、表示単価に購入個数を掛けた金額（上記の例の場合、940円）になると認識するため、消費者の認識する金額と税抜きレジシステムに基づき計算された金額が異なることがあり得ることになり、一般消費者の誤認を招くおそれがあると考えられます。

この場合、税込み価格を基に計算する「税込みレジシステム」への変更などの対応が採られれば、一般消費者の誤認が払拭されることになると考えられますが、税抜きレジシステムを用いる場合については、税込みの単価の表示に加えて、例えば、端数処理前の税込み単価（上記の例で94.5円）を明示するなどとともに、税抜きレジシステムを用いる結果、消費者が認識する表示単価に購入個数を掛けた金額と税抜きレジシステムに基づき計算された購入金額が異なることがあり得ることを明りょうに表示するなど、一般消費者の誤認を払拭するための方策が採られる必要があると考えられます。

問7－2 「税抜きレジシステム」を用いる場合、ある商品を複数個購入した場合、税抜きレジシステムに基づき計算される金額の方が表示された単価に購入個数を掛けた金額よりも高くなるケースが発生する（上記問7－1参照）。

このため、消費者からの苦情を避けるためには、値札においては、消費税額の端数を切り上げた価格を表示するとともに、レジシステムにおいては、消費税額の端数を切り捨てる計算をすることにより、消費者が値札上の表示単価を見て認識する額よりも税抜きレジシステムに基づき計算された金額の方が高くなることを回避することにしたい（以下の例参照）が問題ないか。

（例）本体価格90円の商品について

- ・ 表示価格

$$90\text{円} \times 1.05 = 94.5\text{円} \text{ (端数切り上げ)} \quad \text{表示価格 } 95\text{円}$$

- ・ 実際の購入金額

$$90\text{円} \times 1.05 = 94.5\text{円} \text{ (端数切り捨て)} \quad \text{購入金額 } 94\text{円}$$

○ 当該商品を10個購入した場合

- ・ 消費者の認識する購入価格

$$95\text{円} \times 10\text{個} = 950\text{円}$$

- ・ 税抜きレジシステムに基づき計算された実際の購入価格

$$90\text{円} \times 10\text{個} \times 1.05 = 945\text{円}$$

このような方法を採ることによって、「95円」の単価表示を見た消費者は、当該商品を10個購入すれば、合計950円になると認識するが、実際の購入金額は945円となり、消費者が値札の単価を見て認識する額（950円）よりも実際の購入金額の方が高くなることを回避することができる。

答 値札では消費税額の端数を切り上げたものを表示し、レジ計算では端数を切り捨てる計算方法を用いることについては、単数購入する場合においても、表示された金額（値札上の表示価格「95円」）と実際の購入金額（「94円」）が異なることになりますから、消費者を混乱させ、ひいては、価格表示に対する消費者の不信感を招くことも考えられますので、適正な消費者取引の確保の観点からは、好ましくないと考えられます。

強調表示

問8 「税抜き価格」を大きく表示し、「税込み価格」を小さく表示することは、景品表示法上問題となるか。

(例)「9, 800円(税込10,290円)」

答 大きく表示された税抜き価格である「9, 800円」を税込みの販売価格であると一般消費者に誤認されるおそれがない限りは、景品表示法上問題とはなりません。

そのような誤認を生じさせないためには、税込み価格は、税抜き価格と同様に分かりやすく表示されることが必要であると考えられます。

税抜き価格での広告表示

問9 総額表示方式が導入された状況において、総額表示義務に反し「税抜き価格」のみを広告表示することは、景品表示法上問題とならないか。

また、店頭において、例えば「9, 800円」と税抜き価格を広告表示し、店舗内のレジや掲示板に「当店の価格は税抜です」と表示している場合や店舗内には「9, 800円(税込10, 290円)」と表示している場合には、景品表示法上問題とならないか。

答 総額表示方式が導入された状況において、消費者が商品・サービスの価格表示は、総額表示であると認識する場合に、別途消費税額を支払う必要があることを明りょうに表示しないで、例えば、「9, 800円」と税抜き価格のみを広告表示し、実際には、消費税額を徴収して、「10, 290円」で販売している場合には、販売価格が安いと一般消費者に誤認されるおそれがあることから、景品表示法上問題となります。

また、店頭において、「9, 800円」と税抜き価格のみを広告表示し、店舗内において別途消費税額を支払う必要があることを表示してあっても、一般消費者に当該「9, 800円」が税込み価格であると誤認されるおそれがある場合には、景品表示法上問題となり得ることに注意する必要があります。

メーカー希望小売価格の表示

問10 メーカー希望小売価格の表示については、どのように表示すればよいのか。

答 メーカーが設定するメーカー希望小売価格そのものは、小売業者が消費者に対して行う価格表示ではないため、消費税法上総額表示義務の対象とはなりません。

しかし、メーカー希望小売価格は、小売業者において、二重価格表示（事業者が自己の販売価格に、当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」といいます。）を併記して表示するもの）の比較対照価格として用いられる場合がありますが、消費者の適正な選択に資する観点からは、二重価格表示の比較対照価格として用いられるメーカー希望小売価格について、税込みのものであるか、税抜きのものであるか、明示されていることが望ましいと考えられます。

第3 総額表示方式の実施に伴う事業者団体の行為に関するQ&A

総額表示方式の表示例に関する自主基準の設定

問11 事業者団体において、財務省が示した総額表示方式の5つの表示例のうち適當と思われる1例を自主基準として示すことは問題ないか。

答 事業者団体が総額表示方式の実施に伴って、消費税込み価格等の表示方法について自主基準を設定すること、また、その場合の表示方法を1例のみとすることについては、構成事業者にその遵守を強制しないものである限り独占禁止法上問題ありません。

メーカー希望小売価格の表示方法に関する自主基準の設定

問12 製造業の事業者団体において、メーカー希望小売価格を表示する場合には税込み価格とする自主基準を設定することは問題ないか。また、自主基準で具体的表示方法を1例のみとすることは問題ないか。

答 製造業の事業者団体が総額表示方式の実施に伴って、メーカー希望小売価格を表示する場合には税込み価格とする自主基準を設定すること、また、その場合の表示方法を1例のみとすることについては、構成事業者にその遵守を強制しないものである限り独占禁止法上問題ありません。

消費税の納付税額の計算特例の適用を受けるための情報提供

問13 事業者団体において、消費税の納付税額の計算特例の適用を受けるための代金の領収方法等消費税法施行規則に関する情報を構成事業者に提供することは問題ないか。

答 事業者団体が、構成事業者に対して消費税法施行規則に関する情報等消費税に関する客観的な情報を提供することや消費税制度の仕組みを説明することは、独占禁止法上問題ありません。

端数処理方法の決定

問14 今回の総額表示の義務付けにより、税込みの総額を表示するに当たり、これまでの税抜き価格に5%上乗せすると1円未満の端数が生じる場合には、端数について、例えば、切上げ処理とすることなどを事業者団体において自主基準として設定することは独占禁止法上問題ないか。

答 事業者団体が、消費税の課税の転嫁に伴い、計算上生じる端数の処理方法を決定することは、自主基準であっても独占禁止法上問題となります。

<別紙>

独占禁止法等の相談窓口

相談窓口			管轄地域
公正取引委員会事務総局 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	下請法及び優越的地位の濫用に係る相談	経済取引局取引部 企業取引課 TEL: (03) 3581-3373 FAX: (03) 3581-1948	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野県 山梨県
	表示方法(景品表示法)に係る相談	経済取引局取引部 消費者取引課 TEL: (03) 3581-3375 FAX: (03) 3581-1948	
	独占禁止法に係る相談(優越的地位の濫用に関するものを除く。)	経済取引局取引部 相談指導室 TEL: (03) 3581-5481 FAX: (03) 3581-1948	
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	TEL: (011) 231-6300(代) FAX: (011) 261-1719		北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	TEL: (022) 225-7095(代) FAX: (022) 261-3548		青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	TEL: (052) 961-9421(代) FAX: (052) 971-5003		富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	TEL: (06) 6941-2173(代) FAX: (06) 6943-7214		福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	TEL: (082) 228-1501(代) FAX: (082) 223-3123		鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	TEL: (087) 834-1441(代) FAX: (087) 862-1994		徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	TEL: (092) 431-5881(代) FAX: (092) 474-5465		福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-8530 那覇市前島2-21-13 ふそうビル	TEL: (098) 863-2243(代) FAX: (098) 862-4580		沖縄県
※このほか、全国の商工会議所、商工会でも独占禁止法等の相談を公正取引委員会に取り次いでいます。			